

鳥取県告示第690号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年11月22日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

指定番号	指定道路の種類	指定位置	指定年月日	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第201100121933号	建築基準法第42条 第1項第4号道路	町道上野大山町線か ら赤碕駅南側まで (琴浦町大字赤碕地 蔵面大山道ノ下805 -5から柏谷大山道 ノ下1843-3まで)	平成23年11月 2日	7.0	127.0